

林業公社だより 2020

令和2年10月 発行

公益社団法人 熊本県林業公社

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18-1 (熊本県庁行政棟本館 10階)

電話 096-383-6463 (直通)

096-383-1111 (県庁代表) ホームページ <http://kumamoto-ringyou.com>

FAX 096-387-3167

Eメール ringyokosha@rapid.ocn.ne.jp

契約者の皆様、秋も深まってまいりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

今年度は全国各地で記録的な大雨となりました。

特に『令和2年7月豪雨』では、熊本県を中心に、各地で、河川の氾濫や土砂の流出等が発生し、住宅やライフラインに影響を及ぼすなど、甚大な被害をもたらしました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、林業公社では、7月豪雨災害後、熊本県南部を中心に公社有林(林道、作業道含む)の現況確認を実施しました。被害状況については、社有林地までの林道や作業道で路体の崩壊や路面洗掘や崩土による土砂の流出、公社有林の山腹崩壊が発生していました。

また、今回の災害を含め、ここ数年、自然災害による被害が数多く見受けられます。山林は植林し、その後の保育作業を適切に行うことで水源涵養や土砂災害防止の機能が発揮されます。

当公社といたしましても、被害を最小限に抑えるために「林業公社型針広混交林」づくりに取り組むなど契約者の皆様からお預かりしている社有林の管理を適切に行いながら、森林整備に取り組んでいきます。

今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



災害状況写真



災害現場の調査写真

令和元年度事業報告

1. 貸借対照表(令和2年3月31日現在)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
流動資産	223,928,588	流動負債	764,557,709
固定資産	31,414,894,395	固定負債	30,684,016,111
		指定正味財産	800,284,033
		一般正味財産	△ 610,034,870
合計	31,638,822,983	合計	31,638,822,983

2. 収支計算書(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

収入の部	
勘定科目	金額(円)
補助金等収入	
造林補助金	120,452,770
会費収入	6,660,000
負担金収入	
市町村負担金収入	0
事業収入	
森林資産売却収入	46,573,909
間伐材売却収入	183,788,598
補償収入	3,525,140
その他	77,938,006
利息収入	1,569
雑収入	54,993
借入金収入	715,447,000
その他	93,300
前期繰越収支差額	147,943,018
合計	1,302,478,303

支出の部	
勘定科目	金額(円)
事業費	
森林資産販売原価	
販売経費	5,606,914
分収交付金(主伐)	14,554,478
直接事業費	
工事費	5,820,945
委託費	279,763,684
間接事業費	
森林保険料	2,779,421
受益者負担金	0
分収交付金(間伐等)	14,823,278
事業資金借入金利息	103,336,848
管理費	
人件費	55,146,307
事務経費	29,986,959
借入金返済支出	612,416,002
その他	9,159,932
次期繰越収支差額	169,083,535
合計	1,302,478,303

3. 主要事業の実績(令和元年度)

令和元年度は、自然災害が少なかったことなどから、間伐材の搬出が順調に進み、出荷材積が平成30年度と比べ、約5,000m³増加し、そのうち、バイオ材が、35%占めています。

近年では、低質材は製紙の原料やバイオマス燃料として利用されるようになり、この安定的なバイオ材需要が当公社の間伐材出荷量の伸びを支えています。

事業種	保育 (除間伐等)	作業道整備 (補修)	利用間伐 (面積)
事業量	71ha	4,149m	223ha

※令和元年度利用間伐の実績は、平成26年度から令和元年度までに複数年契約で発注し、令和元年度に事業が完了したものを記載。

※令和2年度の利用間伐の発注は、委託期間が最長で、令和3年までに完了することを前提に、300haを計画。



森林調査状況



バイオ材積載状況



熊本県林業公社における経営改善の取組にご協力願います

林業公社の森林整備は、主に借入金で実施しており、その額は、約300億円にのぼっています。しかしながら、木材価格の低迷が続いていることから、借入金の返済を含む長期的な収支見通しは非常に厳しい状況にあります。

そこで経営改善の重点項目として、次の2点について契約変更をお願いしているところです。

(1)分収割合の変更 当初(林業公社6:契約者4)を

変更(林業公社7:契約者3(公有林・財産区有林は8:2))へ

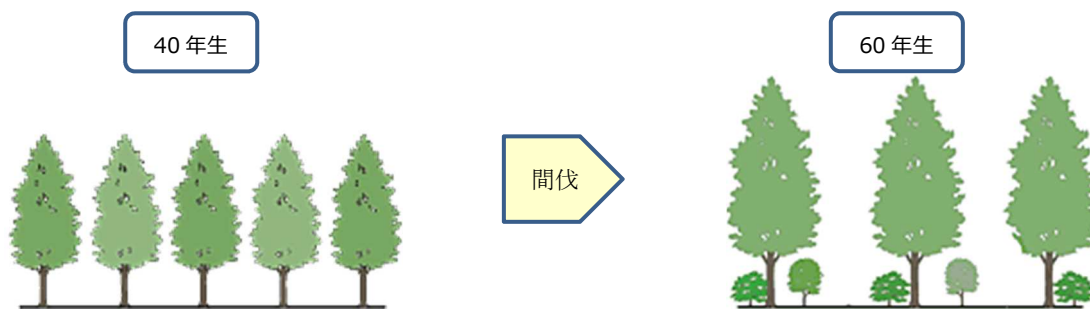
(2)契約期間の変更(期間を80年に延長)

(1)と(2)の変更にご協力をいただいた団地については、以下の取り組みを行っていくことで災害に強い森林となり、さらに再生林の負担が軽減されるといったメリットがあります。

i 利用間伐が優先的に実施されます。

ii 併せて、「針葉樹と広葉樹が混ざり合った森林(林業公社型針広混交林)」づくりに取組みます。

「針葉樹と広葉樹が混ざり合った森林」を育てるイメージ



・強度の間伐の繰り返しにより、「広葉樹」の自然発生を促します。



- ・針葉樹と広葉樹が混ざった森林
- ・災害時に強く、水資源を育てる森林

- ・再生林の経費の負担が軽減
- ・裸地にならず、災害の発生も抑制

※ さらに変更契約により、こんなメリットもあります。

i 利用間伐により定期的に収益を得ることができます。

ii 林業公社が今後も長期間、境界管理も含め森林を適切に管理します。遠方にお住まいでも、世代が変わっても、安心してお任せいただけます。

■契約いただいている名義人などの変更はありませんか？

林業公社の分収林契約は、契約期間が長期にわたるため、相続や売買・贈与等で契約名義人に変更が生じる場合があります。

つきましては、契約の名義変更が必要となり、事前に法務局での「相続登記」を済ませていただく必要があります。

なお、登記が完了しましたら、お手数ですが、林業公社までご連絡ください。林業公社より名義変更に必要な書類を送付させていただきます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に熊本県林業公社までご連絡、ご相談ください。

■相続登記の手続きについて

相続の登記を放置すると、相続人による、権利関係の確定作業が複雑となり、登記の手続きに多くの費用や時間を要することがあります。

また、相続登記がされていない場合、分収金の支払いに支障が生じる恐れがありますので、なるべくお早めに手続きしていただきますようお願いいたします。

★相談窓口について

相続登記について、「どこに相続したらいいか」悩まれるかと思えます。登記に関する相談窓口としては、「法務局」と「司法書士」の相談窓口があります。

○熊本地方法務局

登記に関する相談は「予約制」で行っています。あらかじめお近くの法務局へ電話等で相談の日時や相談内容を連絡してください。

熊本地方法務局 不動産登記部門	☎ 096-364-2145
熊本地方法務局 宇土支局	☎ 0964-22-0320
熊本地方法務局 玉名支局	☎ 0968-72-2347
熊本地方法務局 山鹿支局	☎ 0968-44-2411
熊本地方法務局 阿蘇大津支局	☎ 096-293-2272
熊本地方法務局 八代支局	☎ 0965-32-2654
熊本地方法務局 人吉支局	☎ 0966-22-3393
熊本地方法務局 天草支局	☎ 0969-22-2467

※毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

(祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

○熊本司法書士会

「相続センター」を熊本県下8箇所(熊本・宇城・山鹿・阿蘇・玉名・八代・天草・人吉)に開設し、様々な「相続問題」の相談に対応されております。初回相談無料となっておりますので、一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。

熊本県司法書士会 相続センター予約電話 096-372-2525

※毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00(年末年始、祝祭日を除く)

「林業公社だより」は当公社に連絡先として登録されている
「お名前」及び「ご住所」宛てに送付しております。

連絡先の変更が必要な場合は、お手数ですが、ご連絡いただきますようお願いいたします。

公益社団法人 熊本県林業公社

電話 096-383-6463 (直通) FAX 096-387-3167

メールアドレス ringyokosha@rapid.ocn.ne.jp